

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和21年4月9日から同年6月1日まで
② 昭和40年6月30日から同年7月1日まで

B社の在職期間証明書のとおり、昭和21年4月9日から59年9月15日まで私は同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社から提出された申立人に係る従業員カード及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該従業員カードには、A社C支社から同社D工場への異動の発令に係る記録は無いところ、社会保険事務所が保管する同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和40年における同社C支社から同社D工場への転勤時の資格取得日は、1日又は16日となっており、申立人の同社D工場における資格取得日は同年7月1日となっていることから、同社C支社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同年5月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人に係る前述の従業員カード及び同僚の記憶により、申立人が昭和 21 年 4 月 9 日に A 社に入社し勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が一緒に同社同工場に入社したとしている同僚 4 人全員が昭和 21 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していること、また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人及び当該同僚 4 人を含め、同社同工場において同年 6 月に被保険者資格を取得した者 141 人の厚生年金保険手帳記号番号は連番で一括して払い出されていることがそれぞれ確認できることから、同社同工場では当時、一定期間内に採用した者をまとめて被保険者資格を取得させていた状況がうかがえる。

また、当該同僚のうちの一人名は、「私は昭和 21 年 4 月 9 日に A 社 D 工場に入社したが、所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は同年 6 月 1 日となっており、入社後、2 か月の試用期間を経て、厚生年金保険に加入したと思う。」と述べている上、申立人も、「入社の際、試用期間の辞令をもらった記憶がある。当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年6月ごろまで

私は、昭和18年3月ごろに高等小学校を卒業し、同年4月1日に同級生3人と一緒にA社に入社し、同社B工場及びC工場に20年6月ごろまで勤務した。

私と一緒に勤務した同級生3人については、厚生年金保険の加入記録があるのに、私の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高等小学校の同級生3人と一緒にA社に勤務したと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録により、当該同僚3人については、昭和19年10月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、当該同僚3人のうち連絡の取れた二人から、申立期間当時、申立人と一緒にA社に勤務していたこと、申立人は同社B工場及びC工場に配属され、事務員として勤務していたこと等の具体的な証言が得られたことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所では、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災によりほとんどが焼失し、現存する被保険者名簿は、戦後、同社から提供された資料を基に復元されたものであるとしている。

また、社会保険事務所が保管するA社C工場に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）には申立人の記録があるにもかかわらず、復元された健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「復元被保険者名簿」という。）には申立人の記録が無いことから、払出簿と復元被保険者名簿を照合したところ、払出簿に記録がある申立人の前後の被保険者85人中73人について、申立人と同様、復元被保険者名簿には記録が無いことが確認できる。

さらに、復元被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録を照合したところ、復元被保険者名簿に記録がある6人についてオンライン記録が無く、復元被保険者名簿に記録が無い17人についてオンライン記録があることが確認できる。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が認められること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められること等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は申立人と業務内容及び勤務形態が同質であった同僚に係る社会保険庁のオンライン記録と同様に、20年11月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

福島厚生年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月10日まで

A社に在籍していた期間の厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和43年3月1日に同社C工場において被保険者資格を喪失し、同年4月10日に同社B工場において被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いと回答を得た。

昭和42年4月1日から平成19年7月20日まで、継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年3月1日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から55年2月まで

社会保険庁の記録では、昭和49年10月から55年2月まで国民年金に未加入となっているが、この期間の国民年金保険料については、A市役所B支所からの督促を受けて、55年3月ごろ同支所で市の担当者に夫婦二人分を一括して納付した記憶がある。領収書は見当たらないが、申立期間の国民年金保険料の納付について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和49年10月に国民年金の加入手続をしたと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、63年2月に払い出されていたことが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする昭和55年3月は特例納付の実施期間内であるものの、申立人夫婦が主張するA市役所B支所では、特例納付保険料又は過年度納付保険料の納付を取り扱っておらず、納付したとする金額についても実際に必要であった金額と大きく相違している。

さらに、申立人夫婦が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から55年2月まで

社会保険庁の記録では、昭和49年10月から55年2月まで国民年金に未加入となっているが、この期間の国民年金保険料については、A市役所B支所からの督促を受けて、55年3月ごろ同支所で夫が市の担当者に夫婦二人分を一括して納付した記憶がある。領収書は見当たらないが、申立期間の国民年金保険料の納付について再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和49年10月に国民年金の加入手続をしたと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年5月に払い出されていたことが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする昭和55年3月は特例納付の実施期間内であるものの、申立人夫婦が主張するA市役所B支所では、特例納付保険料又は過年度納付保険料の納付を取り扱っておらず、納付したとする金額についても実際に必要であった金額と大きく相違している。

さらに、申立人夫婦が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 1 月 16 日まで
私の厚生年金保険被保険者記録について、社会保険事務所に照会したところ、A社において昭和 48 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失し、B社において 49 年 1 月 16 日に被保険者資格を取得しており、その間の申立期間については、厚生年金保険に加入していないと回答を得た。

しかし、申立期間については、B社で同僚二人と共に冷凍機械設備の保守管理を行っていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の同僚の記憶から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社は、昭和 49 年 1 月 16 日に厚生年金保険の任意適用事業所となっていることが確認できることから、それ以前の申立期間については、同社は強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できる。

また、申立人は、同僚二人と共にB社に勤務していたと述べているところ、当該同僚二人の同社における被保険者資格取得日も申立人と同じ昭和 49 年 1 月 16 日となっている。

さらに、B社の事業主及び複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人に対する厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 31 年 10 月 1 日となっているが、事業所名が記載されていない同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録があり、この記録は同社での厚生年金保険の加入記録であるはずなので、申立期間についても、被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和 31 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録について、社会保険事務所からは、B社で加入していたものであると説明されたが、私は同社で確かに勤務していたものの臨時職員であったので、厚生年金保険に加入していたはずがない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、昭和 31 年 6 月に同社に入社したとし、同年 6 月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「申立人の入社は自分よりも数か月後であった。」と述べている。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、昭和 31 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録について、B社ではなく、A社での記録であると述べているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている氏名・生年月日・厚生年金保険記号番号は申立人のものと一致している。このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から29年7月19日まで
社会保険事務所の記録では、A県B市にあった米軍病院C（食堂）で勤務していた昭和26年4月から31年10月15日までの期間のうち、申立期間については厚生年金保険には加入した記録となっておらず、27年6月1日から28年9月15日までは健康保険のみの加入記録となっている。
申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B 渉外労務管理事務所が管理をしていた米軍病院Cに勤務していたと述べているところ、A 県公文書館が保管する進駐軍施設に係る「退職手当支給台帳」によれば、申立人は、同事務所を昭和27年5月31日に退職していることが確認でき、同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している社会保険庁の記録に不自然な点はみられない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月1日から28年9月15日まで米軍病院Cにおいて健康保険に加入していると述べているところ、同病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であり、当該期間においては健康保険のみの任意包括適用事業所であった。

さらに、同僚は、申立人と同じ昭和27年6月1日に健康保険のみ加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月4日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に確認したところ、私がA社（現在は、B社）に勤務していた昭和26年10月4日から52年4月11日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時、数か月の試用期間を設け、当該期間には厚生年金保険料を給与から控除していなかったとしているほか、同僚も試用期間があったことを記憶しており、入社を記憶していた複数の同僚のA社における被保険者資格取得日は、入社時期から数か月後の日付となっている。

また、前述の人事記録には、申立人の被保険者資格取得日が、昭和26年12月1日と記録されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 53 年 10 月まで

私は、申立期間には、A社に勤務していたと記憶しているが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 9 月 30 日までの期間について、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できるものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用については、複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間のうち昭和 49 年 7 月 1 日から 51 年 12 月 31 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないB社に勤務していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録によれば、同社での勤務期間を含む 47 年 9 月から 52 年 6 月までの期間については国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間のうち昭和 52 年 7 月 20 日から 61 年 9 月 1 日までの期間については、C社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、当時の事業主の家族及び同僚の記憶とも合致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月から 31 年 10 月まで
② 昭和 31 年 11 月から 33 年 5 月まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無いと回答を得た。

私は、当時、父と一緒に、現在のA県B郡C町にあったD鉱山で働いており、申立期間①についてはE社において炊事の手伝い、風呂炊き、弁当運搬等の雑仕事をし、申立期間②についてはF社において鉱石の選別作業、運搬索道係の仕事のほか、坑内作業にも従事していた。

厚生年金保険料については、申立期間①及び②のいずれも、給与から控除されていた記憶があるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の勤務実態に関して申立人が具体的に記憶していること及び同僚の記憶から、申立人が申立期間①及び②においてD鉱山で働いていたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、社会保険事務所の記録によれば、E社が厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和 30 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までであり、申立期間①の一部について、同社は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所が保管するE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が一緒に勤務したとする申立人の父の氏名も無い上、同社の元労務担当者は、「当時、厚生年金保険に加入させたのは、事務職員と作業員を指揮・監督する立場にあった親方だけである。」と説明していることから、事業主は、当時、一部の従業員についてのみ厚生年金保険の加入

手続を行っていたものと考えられる。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によれば、F社が厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和31年2月1日から33年3月30日までであり、申立期間②の一部について、同社は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所が保管するF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が一緒に勤務したとする申立人の父及び同僚の氏名も無い。

さらに、F社の複数の同僚に照会しても、申立期間②に係る申立人に対する厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年7月19日まで
② 昭和35年4月9日から同年11月1日まで

社会保険事務所に照会したところ、A町の臨時職員として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②については厚生年金保険の加入記録が無いと回答を得た。しかし、臨時職員ではあっても、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A町から提出された人事台帳により、申立人が同町の臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によれば、A町が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年4月1日であることから、適用事業所ではない期間である上、同町の当時の事務担当者は、同町が適用事業所となる以前の期間においては、勤務していた臨時職員から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、申立期間②については、A町が厚生年金保険の適用事業所となった以降の期間であるものの、同町の当時の事務担当者は、同町では、失業対策事業で採用した道路補修工事等の現場監督者だけを厚生年金保険に加入させており、それ以外の臨時職員については加入させていなかったとしている。

さらに、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではない上、このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 26 日から 36 年 7 月 21 日まで
② 昭和 36 年 7 月 21 日から 40 年 9 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所で申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 9 月の前後 3 年以内に資格喪失した女性被保険者のうち、連絡先が把握できた 20 人のうち回答のあった 18 人についてみると、退職時に当該事業所で脱退手当金に関する説明を聞いたとする者が 6 人みられ、うち申立人と同時期に勤務していた 4 人からは、当該事業所の総務課が代理請求を行っていた旨の具体的な回答が得られたほか、当該事業所は、当時、退職者に脱退手当金制度に関する説明を行っていたと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職した後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず加入しておらず、年金に関する意識が必ずしも高かったとはいえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 521 (事案 167 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 31 日から 40 年 1 月 14 日まで

私は、昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 14 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録によれば、申立期間において厚生年金保険に加入していないことが分かった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る A 社における厚生年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かでないこと、ii) 申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることはできなかつたことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、今回の申立てに当たり、申立人は従来主張を繰り返すのみであり、新たな資料等を提出していない。

さらに、同僚の記憶及び社会保険事務所の記録から、申立人が A 社に勤務していたことは認められるものの、申立人の退職日について確認することはできない上、今回、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、新たに連絡の取れた当時の事業主の家族及び複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。